

災害時における救助物資確保に関する協定書

宇部市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープやまぐち（以下「乙」という。）とは、宇部市に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、救助物資の調達及び供給等に関して、この協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害時における救助物資の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における救助物資の確保を図るため、救助物資を調達する必要性が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

（報告）

第3条 甲は、この協定に基づく救助物資の確保が円滑に行われるため、必要と認めた場合は、乙に対し救助物資等の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

（連絡窓口）

第4条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては地域福祉課とし、乙においては管理部チーフマネージャーとする。

（協力）

第5条 乙は、甲から要請を受けた時は、救助物資の供給に可能な限り協力するものとする。

（救助物資の種類）

第6条 甲がこの協定に基づき、乙から供給を受ける救助物資は、別紙1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上、供給する救助物資を指定できるものとする。

（要請方法）

第7条 甲の乙に対する要請方法は文書によるものとする。ただし、緊急を要する時又は文書によることが困難なときは、口頭又は電話等の方法により要請し、事後文書を提出するものとする。

（運搬）

第8条 救助物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(引き取り)

第9条 救助物資の引き渡し場所は、甲乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用弁償)

第10条 この協定に基づき、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が救助物資の供給・運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲乙いずれよりも異議の申出がない限り、更に1年間延長され、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、円満解決を図るものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月 5日

甲 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市

宇部市長 久保田 后子

乙 山口県山口市小郡上郷901-21
生活協同組合コープやまぐち

代表理事理事長 岡崎 悟